1

新規・転換用

2025年 1 月改訂

特に重要なお知らせ
（注意喚起情報）

ご契約のしおり　定款・約款

MY Web約款

ご契約のしおりや約款・特約条項の全文は、当社ホームページ（裏表紙参照）の「MY Web約款」から閲覧いただけます（20ページ「『MY Web約款』について」をご覧ください）。

ご契約のしおりや約款・特約条項の全文が印刷された冊子をご希望される場合は、当社の担当者までご連絡ください。

明治安田

はじめに

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。

内容を十分にご確認のうえ、

ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

また、ご契約後は、この冊子を大切に保管してください。

冊子の構成

この冊子は、次の部分で構成されています

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を説明しています

この冊子に記載しています 1ページ

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています

この冊子に一部を紹介しています 19ページ

定款（てい かん）

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めています

※最新の定款の全文は、当社ホームページ（裏表紙参照）から閲覧いただけます。

約款・特約条項（やっ かん）

ご契約の内容を記載した、約款および特約条項を掲載しています

MY Web約款

当社ホームページ（裏表紙参照）の「MY Web約款」から閲覧いただけます。

閲覧方法は、「『MY Web約款』について」(P.20)をご覧ください

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」には、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
  - ❹ 保険金などをお支払いできない場合 ⇨ P.8-P.9
  - ❻ 解約と返戻金 ⇨ P.11
- 特に、転換・乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。
  - ❼ 契約見直しプラン（契約転換制度） ⇨ P.12
  - ❽ 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約 ⇨ P.13

ご契約の際には、以下も必ずご確認ください

- **「ご契約のしおり 定款・約款」**
  お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。
- **「保険設計書（契約概要）」**
  ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

目次

1	保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）	3 ページ
2	健康状態や職業などの告知	4 ページ
3	保障の開始	7 ページ
4	保険金などをお支払いできない場合	8 ページ
5	猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消）	10ページ
6	解約と返戻金	11ページ
7	契約見直しプラン（契約転換制度）	12ページ
8	現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約	13ページ
9	ご契約者と相互会社との関係	13ページ
10	保険金額などが削減される場合	14ページ
11	保険金などのご請求	14ページ
12	その他、ご注意いただきたい事項	16ページ

あわせて「ご契約のしおり 定款・約款」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」の各項目もご覧ください。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

●ご契約の申込日またはこの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」の書面または電磁的記録を受け取った*1日のいずれか遅い日から、その日を含めて **8日以内**（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*2により保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。書面は、郵便により当社の支社または本社あて上記期限内に発信してください。

＊1 PDFファイルのダウンロードなど
＊2 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（裏表紙参照）の専用申出フォームからお申し出いただく方法を設定しております。

クーリング・オフができない場合

- 当社の指定した医師の診査が終了したとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 保障見直し制度・終身保障変更制度ご利用のとき
- 特約の中途付加のとき

2 健康状態や職業などの告知

●ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

●ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

●診査医扱いの場合には、当社指定の医師が口頭でおたずねすることについても同様にありのままを正確にもれなく告知ください。

※お申込みの商品によって、告知事項は異なります。詳しい内容は、お申込みの商品の「ご契約のしおり」をご確認ください。

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴などがあるお客さまのお引受けについて

●当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態に応じてご契約のお引受けの判断を行なっております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。

●告知内容などから、特別な条件を付けてお引受けすること（特別条件付引受制度）＊や、お断りすることもあります。

＊特別条件付引受制度の取扱いは、商品によって異なります。詳しい内容は、お申込みの商品の「ご契約のしおり」をご確認ください。

- 傷病歴などを告知された場合は、後日、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

●当社では、傷病歴などのある方への引受範囲を拡大した商品として「かんたん告知終身医療保険」を販売しております。

※個人のお客さま向けの商品です。

「かんたん告知終身医療保険」について

- 「かんたん告知終身医療保険」は、健康に不安のある方でも、健康状態などに関する４つの告知項目に該当しなければ、お申し込みいただけるように設計された医療保険＊です。このため保険料は、当社が取り扱っている通常の医療保険に比べて割増しされています。

  ＊４つの告知項目すべてに該当しない場合であっても、ご職業、すでにご契約されている保険との通算などにより、ご契約いただけないこともあります。

- 主契約について、責任開始時から第１保険年度（契約日から起算した最初の１年間）の末日までに支払事由に該当した場合の給付金額は、第２保険年度以降に支払事由に該当した場合の給付金額の50％となります。
- 健康状態などについて詳細な告知をいただくことや医師の診査を受けることなどにより、保険料が割増しされていない他の保険にお申し込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご契約いただけないことがあります。

告知の内容が事実と相違する場合

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- 責任開始日から2年を経過していても、保険金などをお支払いする事由または保険料のお払込みを免除する事由が、2年以内に生じていた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、保険金などをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みの免除はできません。

●上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合は、詐欺による取消しを理由として、**保険金などのお支払いや保険料のお払込みの免除ができないことがあります。**この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、**すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。**

電話や訪問によるお申込内容などの確認について

●当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約者・被保険者・受取人に電話や訪問のうえ、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。

- 電話確認の内容は、当社の業務の運営管理およびサービスの充実などに必要な範囲で録音させていただく場合があります。
- 事前のアポイントなしに訪問させていただく場合があります。
- 訪問・電話確認の際は、ご本人さまの確認をさせていただきます。

3 保障の開始

●お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

例外をご確認ください

以下については、上記と取扱いが異なります。

一時払いのご契約の場合

■お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。

保険料を前払いする場合

■お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と保険料を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。

- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

《参考》ご契約の承諾について

- 第１回保険料の払込方法が、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合、第１回保険料相当額のお払込みが、お申込みの承諾における要件の一つとなります。
- 一時払いのご契約の場合は、「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」に限ります。この場合、一時払保険料相当額のお払込みが、お申込みの承諾における要件の一つとなります。
- 診査医扱いのご契約の場合、当社指定の医師による診査の完了が、お申込みの承諾における要件の一つとなります。

4 保険金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできません

●責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など

●免責事由に該当する場合

例）• 責任開始日から 3 年以内における被保険者の自殺

• ご契約者、被保険者または保険金などの受取人の故意または重大な過失　など

●告知義務違反による解除の場合

●重大事由による解除の場合

例）• 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）

• ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき　など

●詐欺による取消し、保険金などの不法取得目的による無効の場合

●保険料のお払込みがないことによる解除、失効の場合＊1

＊1 失効が取り消された場合を除きます。

追加でご確認ください

以下の商品は、上記に加えて、次の取扱いとなります。

「ベストスタイル」「メディカルスタイル F」「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」「かんたん告知終身医療保険」「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」

■ 先進医療保障特約＊2、がん先進医療保障特約＊3のお支払いの対象となる先進医療は、被保険者が治療を受けた時点で厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関に該当する場合に限ります。

＊2 ベストスタイル、メディカルスタイル F、明治安田のずっとよりそう終身医療保険、かんたん告知終身医療保険に付加できる特約です。

＊3 明治安田のしっかりそなえるがん終身保険に付加できる特約です。

「ベストスタイル」「メディカルスタイル F」「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」「「保障選択制」定期保険（がん保障タイプ）」

■ 主契約*4および特約*5のお支払いやお払込みの免除の対象となる悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定された時期が、責任開始日から90日以内の場合、保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

■ この場合、ベストスタイル、メディカルスタイル F、明治安田のしっかりそなえるがん終身保険では、主契約*4および特約は無効となります。また、「保障選択制」定期保険（がん保障タイプ）では、その診断確定日から 6 ヵ月以内にご契約者からお申し出があったときは、ご契約を無効とします。

＊4 ベストスタイル、メディカルスタイル F には主契約はありません。
＊5 対象となる主契約および特約は下表のとおりです。

商品	対象となる主契約および特約
ベストスタイル、メディカルスタイル F	がん保障特約（2023）、がん・上皮内新生物保障特約、特定自費診療がん薬物治療保障特約、がん検診支援給付金付女性がん保障特約（2023）*6、がん保険料払込免除特約*6
明治安田のしっかりそなえるがん終身保険	主契約、がん治療充実終身保障特約、がん先進医療保障特約、特定自費診療がん薬物治療保障特約、がん保険料払込免除特約
「保障選択制」定期保険（がん保障タイプ）	主契約

＊6 ベストスタイル Jr.、メディカルスタイル F Jr.には付加できない特約です。

「ベストスタイル」「メディカルスタイル F」「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」

■ 特定自費診療がん薬物治療保障特約のお支払いの対象となる所定の病院等・自費診療による特定の薬物治療は、被保険者が薬物治療を受けた時点で当社所定の条件に該当する場合に限ります。

■ 特定自費診療がん薬物治療給付金のご請求を希望される場合は、必ず薬物治療を受ける前に当社の担当者などにご連絡ください。

- 保険金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」をあわせてご確認ください。

5 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消）

猶予期間とご契約の解除、失効

●保険料は払込期月内にお払い込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。

●**第 1 回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は解除となります。**

●**第 2 回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います（失効）。その後、支払事由が発生しても、保険金などのお支払いはできません＊。**

＊失効が取り消された場合を除きます。

・「当社が自動的に保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させる制度（自動振替貸付）」のお取扱いはありません。

ご契約の失効取消

●ご契約が失効した場合、失効取消可能期間（失効日からその日を含めて 2 ヵ月間）中に未払込保険料をお払い込みいただいたときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます。

●失効取消のお申し出にあたっては、改めて告知をしていただく必要はありません。

●ご契約の失効中に保険金などの支払事由が発生した場合でも、失効が取り消されたときには、保険金などをお支払いします。

●失効取消のお申し出の前に返戻金を請求した場合は、失効取消はできません。

●**ご契約の失効後、失効取消可能期間を経過した場合は、有効な状態に戻すことはできません（復活のお取扱いはありません）。**

6 解約と返戻金

●お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがいまして解約時の返戻金は、多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

●返戻金の額は、保険種類、特約の種類、被保険者の年齢・性別、ご契約の経過年月数などによって異なります。特にご契約後、短期間で解約されたときの返戻金は**多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。**

追加でご確認ください

以下の商品は、上記に加えて、次の内容についてもご確認ください。

「ベストスタイル」「メディカルスタイル F」

■介護サポート終身年金特約＊および終身入院特約には、保険料払込期間中の返戻金はありません。また、保険料払込期間満了後の返戻金額は死亡給付金額を限度とします。

＊ベストスタイル（ベストスタイル Jr.を除く）に付加できる特約です。

「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」

■主契約・入院時手術終身保障特約・先進医療保障特約には、返戻金はありません。

「かんたん告知終身医療保険」「循環器病　対策Ｐｒｏ」
「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」「いまから認知症保険」

■この保険には、返戻金はありません。

「介護のささえ」

■保険料払込期間が終身の場合、介護一時金保障特約および軽度介護一時金保障特約には、返戻金はありません。
■主契約の返戻金額は、死亡給付金額を限度としています。
■第１回の介護終身年金の支払事由発生以後は、ご契約の解約・減額はできません。

「パイオニアケアプラス」

■ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は、**一時払保険料より少ない金額となります。**なお、ご契約時の市場金利情勢等によっては、すべての期間において返戻金は一時払保険料より少ない金額となります。
■主契約の返戻金額は、死亡給付金額を限度としています。
■第１回の介護終身年金の支払事由発生以後は、ご契約の解約・減額はできません。

「「保障選択制」定期保険」「新逓増定期保険」「新定期保険E」「個人定期保険」
「集団定期保険」

■保険期間満了時の返戻金はありません。

7 契約見直しプラン（契約転換制度）

●「契約見直しプラン（契約転換制度）」は現在ご契約の当社の保険契約を解約することなく、新しい保障内容に変更できる制度です。

●「契約見直しプラン（契約転換制度）」のご利用により、現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては、**保険料が引き上げられる場合があります。**

●現在のご契約と転換後保険契約とで給付範囲（保険金・給付金の支払事由）が異なることにより、**現在のご契約の保障内容が転換後保険契約では保障されないことがあります。**

●一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「転換後保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

●詐欺による取消しの規定などについても、転換後保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

●告知が必要な傷病歴などがある場合は、転換後保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために転換後保険契約が解除・取消しとなることもあります。

保障内容の見直しにあたって

- 「契約見直しプラン（契約転換制度）」ご利用の他に、特約を中途付加する方法や、新たなご契約を追加していただく方法もあります。また、保険金額などを減額する方法や払済保険へ変更する方法などもあります。

⇨詳細は「ベストスタイル」および「メディカルスタイル F」の「ご契約のしおり」または「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」の「ご契約のしおり」の［保障内容の見直しをご検討されている方へ］をご確認ください。

「ベストスタイル」「ライフアカウント L.A.」から「契約見直しプラン（契約転換制度）」をご利用される場合について

- 転換価格には、責任準備金（アカウントの積立金を含む）や配当金のほかに、ベストスタイルの健康サポート・キャッシュバック、ライフアカウント L.A.のハッピーL.A.ボーナス、保険料の払い戻しがある場合などにはその額を含みます。

8 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約

- 解約・減額されますと、多くの場合、返戻金は**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権等を失うことになる場合があります。**
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金・給付金の支払事由）が異なることにより、**現在の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。**
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

- 現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください。
- 解約される保険契約が「MYミューチュアル配当」の対象商品であったとしても、当該保険契約の「ミューチュアル・ポイント」は新たなご契約に引き継がれません。

9 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」*となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

＊剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。

10 保険金額などが削減される場合

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

●当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

11 保険金などのご請求

●保険金などの支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。

●ご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。

⇨冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

追加でご確認ください

以下の商品は、上記に加えて、次の内容についてもご確認ください。

「メディカルスタイル F」「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」
「循環器病　対策Ｐｒｏ」「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」
「いまから認知症保険」

■死亡時の給付がない場合であっても、配当金などをお支払いすることがありますので、被保険者が死亡した場合は必ず当社までご連絡ください。

指定代理請求制度、代理請求特約（被保険者請求サポート制度）について

●被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人または代理請求人からご請求いただけます。

●**ご契約者は、指定代理請求人または代理請求人に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。**

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約を付加することはできません。また、死亡保険金受取人が法人に変更された場合には、代理請求特約は消滅します。

追加でご確認ください

以下の商品は、上記に加えて、次の取扱いとなります。

「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」「かんたん告知終身医療保険」「循環器病　対策Ｐｒｏ」「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」「いまから認知症保険」

■代理請求特約は、必ず付加いただきます。

12 その他、ご注意いただきたい事項

ご住所などを変更された場合

●当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）について

●ご契約者が、自らご契約に関するお手続きを行なうことができない特別な事情がある場合、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、所定のお手続きを行なうことができます。

●**ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。**

●ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

法人契約から個人契約への契約者変更をする場合

●契約者変更した保険契約を解約した場合には役員・従業員個人に所得税等が課税されることがあります。また、低解約返戻期間中に契約者変更し、低解約返戻期間後に解約した場合などは、所轄の税務署等から租税回避行為と認識される可能性があります。なお、当社では、租税回避を目的とした名義変更はお受けできません。

●経理処理について、申告の際には専門家または所轄の税務署に必ずご相談・ご確認ください。

契約者貸付制度について

●次の商品は、契約者貸付制度はありません。
「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」「かんたん告知終身医療保険」
「循環器病　対策Ｐｒｏ」「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」
「いまから認知症保険」「個人定期保険」「集団定期保険」

●「ベストスタイル」「メディカルスタイル Ｆ」では、契約者貸付制度は、終身保険特約を付加した場合のみご利用いただけます。

商品ごとにご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの商品についてご確認ください。

「ベストスタイル」「メディカルスタイル Ｆ」

●介護サポート終身年金特約*1および終身入院特約の保険料払込期間には、一生涯お払い込みいただく終身と一定期間で満了する有期があります。

●上記特約の保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間中の死亡給付金はありません。

＊1 ベストスタイル（ベストスタイル Jr.を除く）に付加できる特約です。

「明治安田のずっとよりそう終身医療保険」

●主契約・入院時手術終身保障特約・先進医療保障特約には、死亡給付金はありません。

●終身保険特約において、ご契約の経過年月数によっては、それまでにお払い込みいただいた特約の保険料の累計額が死亡保険金額を上回ることがあります。

「循環器病　対策Ｐｒｏ」

●死亡給付金のお支払いはありません。

●循環器病重症化予防終身支援特約において、ご契約の経過年月数によっては、それまでにお払い込みいただいた特約の保険料の累計額が循環器病重症化予防支援保険金を2回お支払いした場合の合計額を上回ることがあります。

●特定重度疾病重症化予防終身支援特約において、ご契約の経過年月数によっては、それまでにお払い込みいただいた特約の保険料の累計額が特定重度疾病重症化予防支援保険金を2回お支払いした場合の合計額を上回ることがあります。

「明治安田のしっかりそなえるがん終身保険」

●死亡給付金のお支払いはありません。

「いまから認知症保険」

●死亡給付金のお支払いはありません。

●認知症保険金・軽度認知障害保険金のお支払いについて、契約日からその日を含めて２年以内*2に支払事由に該当した場合の保険金額は、既払込保険料相当額となります。

●ご契約の経過年月数によっては、それまでにお払い込みいただいた保険料の累計額が認知症保険金額・軽度認知障害保険金額を上回ることがあります。

＊2 責任開始時の属する日から契約日の前日までを含みます。

次ページへ続く

前ページより

「パイオニアケアプラス」

●ご契約時の市場金利情勢等によっては、死亡給付金額が一時払保険料を下回ります。

「終身保険パイオニアE」

●ご契約の経過年月数によっては、それまでにお払い込みいただいた保険料の累計額が死亡保険金額を上回ることがあります。

「「保障選択制」定期保険」

●第１保険期間にお支払いする死亡給付金の額（積立金額）は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の累計額よりも少ない金額となります。

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については、コミュニケーションセンターへご連絡ください。連絡先は、この冊子の裏表紙に記載しています。
- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は、この冊子の裏表紙をご確認ください。

ご契約のしおり

説明事項ご確認のお願い

「ご契約のしおり」には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。内容を十分にご確認のうえ、お申し込みいただくようお願いいたします。全文は当社ホームページの「MY Web約款」にてご確認いただけます。

特に

- 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）
- 保険の特徴と仕組み
- 健康状態や職業などの告知
- 保障の開始
- 保険金などをお支払いできない場合
- 保険料の払込回数など
- 保険料の払込経路
- 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消）
- 解約と返戻金

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、わかりにくい点がございましたらコミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

※商品ごとに記載項目は異なります。

「MY Web約款」の閲覧には、「商品名」と「契約日」が必要です。後ほどお送りする「保険証券」、「ご契約締結内容通知書」等をご確認ください。

※確認いただいた内容は、以下にご記入ください

商品名（保険種類）	契約日
	（西暦）　　年　　月　　日

「MY Web約款」について

○「MY Web約款」では、ご契約のしおりや約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
○「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

① 当社ホームページ　トップページ

・当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
・別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田　検索

明治安田ホームページ
https://www.meijiyasuda.co.jp/

② MY Web約款　トップページ

・ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】の場合

・契約日を選択のうえ、契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
・入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
・該当する商品を選択してください。

【商品名から探す】の場合

・「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
・該当する商品を選択してください。
・約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

③ 約款等 閲覧画面

・商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
・ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。

「ご契約のしおり」をお読みいただくにあたって

○スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、お申込みの保険商品の二次元コードから「ご契約のしおり」をご確認いただけます。

５年ごと配当付 組立総合保障保険 進化する保険 ベストスタイル	５年ごと配当付 組立総合保障保険 進化する医療保険 メディカルスタイルⓕ
５年ごと配当付 終身医療保険 (無解約返戻金型) 明治安田の ずっとよりそう 終身医療保険	５年ごと配当付 限定告知型終身医療保険 (解約返戻金抑制型) 持病がある方もはいりやすい かんたん告知 終身医療保険
5年ごと配当付 循環器病継続終身保障保険 (無解約返戻金型) 循環器病 対策Pro	５年ごと配当付 がん終身保障保険 (解約返戻金抑制型) 明治安田の しっかり そなえる がん終身保険
５年ごと配当付 認知症終身保障保険 (解約返戻金抑制型) いまから 認知症保険	５年ごと利差配当付 介護終身年金保障保険 ご自身とご家族のための生涯保障 介護のささえ

５年ごと利差配当付 介護終身年金保障保険 PIONEER CARE PLUS パイオニアケアプラス	５年ごと利差配当付 終身保険 終身保険パイオニアＥ
生存給付金付終身保険 祝金付シニアプラン	５年ごと配当付 保障選択制定期保険 「保障選択制」 定期保険
新逓増定期保険	５年ごと利差配当付 新定期保険 新定期保険Ｅ
個人定期保険 集団定期保険	養老保険

５年ごと利差配当付
新養老保険

新養老保険Ｅ

主な用語のご説明

●太字の用語は他の項目で説明しています。　●➡の用語もご参照ください。

か

給付金
【きゅうふきん】
➡[保険金／給付金]

契約日
【けいやくび】
保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。

告知／告知義務／告知義務違反
【こくち／こくちぎむ／こくちぎむいはん】
被保険者の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのままに報告していただくことを告知といいます。
保険契約の申込みなどの際、保険契約者および被保険者にはこの告知を行なう義務（告知義務）があります。その際に事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として保険契約を解除したり、詐欺として保険契約を取消したりすることがあります。

ご契約締結内容通知書
【ごけいやくていけつないようつうちしょ】
当社がご契約の申込みを承諾した後、ご契約が成立したこと、および契約内容を契約者に通知する書面。「保険証券」で契約者に通知するご契約もあります。

さ

失効
【しっこう】
保険料のお払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。
➡[払込期月] [失効取消]

失効取消
【しっこうとりけし】
保険契約が失効した後、失効日から 2 ヵ月以内に未払込保険料を払い込むことで、失効日にさかのぼって失効を取り消し、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

支払事由
【しはらいじゆう】
保険金などが支払われる場合のことをいいます。被保険者の死亡などがこれにあたります。
➡[免責事由]

社員配当金
【しゃいんはいとうきん】
決算で生じた剰余金から保険契約者に分配されるお金のことをいいます。

診査
【しんさ】
診査医扱いのご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。

責任開始時／責任開始日
【せきにんかいしじ／せきにんかいしび】
保険契約上の保障が開始する時点を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

責任準備金／積立金
【せきにんじゅんびきん／つみたてきん】
将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

た

第 1 回保険料相当額
【だいいっかいほけんりょうそうとうがく】
保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、第 1 回保険料充当金ともいいます。
保険契約が成立した場合には、第 1 回保険料に充当されます。

は

配当金
【はいとうきん】
➡［社員配当金］

払込期月
【はらいこみきげつ】
保険料をお払い込みいただく月のことをいいます。保険料の払込回数に応じ、次の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。
- 新年掛：年単位の契約応当日
- 新半年掛：半年単位の契約応当日
- 月掛：月単位の契約応当日

被保険者
【ひほけんしゃ】
保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が死亡した場合などに保険金などが支払われます。

返戻金
【へんれいきん】
保険契約が解約された場合などに保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。

保険期間
【ほけんきかん】
保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険金受取人
【ほけんきんうけとりにん】
保険金を受け取る人のことをいい、死亡保険金受取人は保険契約者が指定します。

保険金／給付金
【ほけんきん／きゅうふきん】
被保険者が死亡などの支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者
【ほけんけいやくしゃ】
当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

保険証券
【ほけんしょうけん】
当社がご契約の申込みを承諾した後、ご契約が成立したこと、および契約内容を契約者に通知する書面。「ご契約締結内容通知書」で契約者に通知するご契約もあります。

保険年度
【ほけんねんど】
契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からの最初の1年間を第1保険年度といい、以後、第2保険年度、第3保険年度…といいます。

保険料
【ほけんりょう】
保険金などの対価として保険契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。

ま

免責事由
【めんせきじゆう】
被保険者が支払事由に該当された場合でも、契約後3年以内の自殺などのケースでは保険金などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

猶予期間
【ゆうよきかん】
払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込みがないと保険契約は解除となりまたは失効します。

予定利率
【よていりりつ】
保険料は、将来見込まれる資産運用の収益をあらかじめ割り引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

お電話によるお問い合わせ窓口

コミュニケーションセンター

携帯OK **0120-662-332**

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～18:00
土曜（除く祝日・年末年始）9:00～17:00

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

引受保険会社
明治安田生命保険相互会社
〈本社〉〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-1-1
〈電話〉03-3283-8111（代表）

明治安田ホームページ
https://www.meijiyasuda.co.jp/

募I 2400159 商品開発 91207
2412